

富士市

若 年 性 認 知 症
ケ ア パ ス



こんな時、どこに相談したらいいの？

若年性認知症かな？と思ったら

若年性認知症にみられる症状

仕事でミスが目立つようになる

スケジュール管理が適切にできない

段取りが悪くなり作業効率が低下する

複数の作業を同時並行に行えない

人の名前や、約束を忘れてしまう

お金の計算や漢字の読み方がわからなくなる

物を探していることが多くなる

お金を無計画に使うようになる

「頭が変になった」と本人が感じる

些細なことで怒りっぽくなった

服の組み合わせがおかしくなる

ルールを無視してしまう

相談窓口

まずは

かかりつけ医・産業医に相談



その他

・地域包括支援センター（背表紙参照）

・静岡県若年性認知症コールセンター

相談日時：週3日（月・水・金）9時～16時 祝日及び年末年始は除く

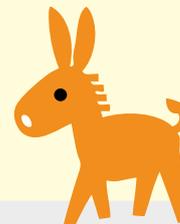
TEL 054-252-9881 FAX 054-252-0016

メール jakunensoudan@outlook.jp

・認知症疾患医療センター

鷹岡病院（富士市）…090-8552-9503

東静岡神経センター（富士宮市）…080-3678-9901



若年性認知症の当事者や家族の話を知りたい・交流したい

● 若年性認知症よりあい処「ろばちゃん」

富士市役所高齢者支援課 0545-55-2951

3月・6月・9月、12月の第1土曜日 13:30～15:00

ご本人・ご家族に分かれ、それぞれで自由にお話したり情報交換したりしています。

● 認知症カフェ

認知症の人や家族、専門職、地域の方たちの集いの場。市内の認知症カフェについては富士市ウェブサイトをご覧ください。

● 認知症の人と家族の会（すぎなの会）

070-4492-9487（石田）／FAX 78-0624（事務局）

毎月第2 or 第3火曜日 10:00～11:50

認知症のご本人やご家族が自由に話し経験を共有する場です。



仕事の相談

今の職場でできるだけ長く働きたい

認知症と診断されても、体調が安定していれば必ずしも仕事を辞める必要はありません。慣れた職場や人間関係の中で、できるだけ長く働けるよう、上司や産業医に相談し、職場の理解を得ましょう。

例えば・・・

- 上司や人事担当者、産業医と話し合い、配置転換や業務の変更を検討する
- 地域障害者職業センターを活用し、事業主と就労者の両方をサポートしてもらいながら、できる仕事を職場内で確立していく
- 精神障害者保健福祉手帳や身体障害者手帳により障害者雇用に切り替えて働く

地域障害者 職業センター って？

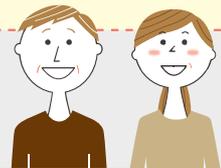
障害のある人に対する職業リハビリテーションを提供する施設。本人にとって何が難しく、何ができるのか、1人ひとりのニーズに応じて、職業リハビリテーションを行います。事業主に対しても雇用管理上の課題分析や専門的な助言支援を行います。

静岡障害者職業センター

(静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル7階)

TEL 054-652-3322 FAX 054-652-3325

メール shizuoka-ctr@jeed.go.jp



退職したけど、どこかでまた働きたい

退職

一般 就労

ユニバーサル就労支援センター

働きづらさを感じている人を対象に、生活や仕事のことについての相談・支援を行う。

■ユニバーサル就労支援センター 0545-64-6969

ハローワーク

就職や職業訓練の支援を行う。障害者雇用やキャリア支援、職場復帰に関するアドバイスを行う。

■ハローワーク富士 0545-51-2151
部門コード：障害者手帳をお持ちの方（43#）
上記以外の方（41#）

福祉的 就労

障害者就業・生活支援センター

就業・日常生活に関する相談支援や障害特性を踏まえた雇用管理について事業所への助言等を行う。

■富士障害者就業・生活支援センター「チャレンジ」
0545-39-2702

就労移行支援・就労継続 A 型・B 型

■相談窓口 富士市役所障害福祉課 0545-55-2761

傷病手当金と失業給付については3ページをご参照ください

会社を休職したときや退職した後は、どのような支援が受けられますか？



休職したら

傷病手当金

- ・「全国健康保険協会（協会けんぽ）」又は「健康保険組合」に加入している事業所にお勤めの方が、若年性認知症で働けなくなり、会社から十分な給与が支払われなくなったときには傷病手当金の支給を受けることができます。
- ・1日あたりの給料の3分の2に相当する金額が支給されます。ただし、国民健康保険に加入する自営業者等には支給されません。
- ・傷病手当金は、療養のために連続して3日以上休んだ場合、4日目以降の休業について支給されます。
- ・支給される期間は、支給を開始した日（同一の疾病により最初に支給を受けた日）から、通算1年6か月です。途中で体調がよくなって出勤した期間があれば、その期間については傷病手当金は支給されません。しかし、不支給の期間は通算されないため、支給開始されてから1年6か月過ぎてからも支給されます。

担当窓口：職場の労務担当

退職したら

雇用保険（失業給付）

雇用保険（失業給付）は、雇用保険の被保険者が1日も早い再就職を支援するために支給される手当です。失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探すことができます。失業給付を受けるためには、ハローワークに「求職の申込み」を行い、受給資格の決定を受けた後、「失業の認定」を受ける必要があります。なお、すぐに働くことができない方はご相談ください。

ハローワーク富士 0545-51-2151（部門コード11#）

健康保険

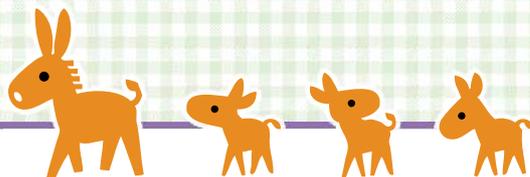
退職後の「健康保険」の加入については、

- ①現在の保険を一定の条件で任意継続する
 - ②国民健康保険に切り替える
 - ③家族の健康保険に加入する
- という3つの選択肢があります。

国民健康保険に加入…富士市役所国保年金課 0545-55-2751



家族の介護休暇・介護休業制度について



介護休暇

- ・介護が必要な家族がいる労働者に向けた休暇制度です。
- ・対象家族（介護が必要な家族）が1名の場合は年5日、対象家族が2名以上の場合は年10日まで取得できます。
- ・単位は1日単位から1時間単位での取得も原則認められています。

介護休業

- ・介護休暇同様に介護が必要な家族がいる労働者に向けた休暇制度です。
- ・取得できる日数が多いため、長期間の利用に適しています。
- ・対象家族（介護が必要な家族）1名につき、通算93日まで取得可能です。3回まで分割することもできます。

医療費の助成

自立支援医療（精神通院）

精神科医療（指定されている医療機関のみ※1）にかかる通院医療費を公費で負担します。自己負担額は基本的に医療費の1割となりますが、所得に応じて上限額があります。通院治療だけでなく、精神科デイケアや訪問看護にも活用ことができ、通院している医療機関に精神科デイケアや訪問看護がない場合には、他の自立支援医療機関で活用することもできます。

※1 指定自立支援医療機関については静岡県ホームページをご覧ください。

<申請窓口>富士市役所障害福祉課 0545-55-2759

精神障害者入院医療費助成

精神科病院に3か月以上入院し、かつ、引き続き6か月以上入院が必要であると認められた本人またはその家族等に、高額医療費や付加給付を除いた金額の1/2を助成。

<申請窓口>富士市役所障害福祉課 0545-55-2759

指定難病医療費助成

認知症の原因疾患が前頭側頭葉変性症など難病に指定されている場合、病状が一定程度以上のときに助成を受けることができます（指定されている医療機関のみ※2）。

自立支援医療が通院治療のみを対象とするのに対して、指定難病医療費助成は入院費も助成の対象となります。

※2 難病指定医療機関については静岡県ホームページをご覧ください。

<申請窓口>富士健康福祉センター（富士保健所）0545-65-2659

重度心身障害者医療費助成

重度の心身障害者に対して、医療費の自己負担金（保険診療分）を助成対象とします。ただし、1か月、1医療機関ごとに500円の自己負担があります。

●対象者：精神障害者手帳1級の方

<申請窓口>富士市役所障害福祉課 0545-55-2759

制度の利用の支援の流れ（一例）

初診

診断

受診・診断

・かかりつけ医・認知症サポート医・専門医
・認知症疾患医療センター
（鷹岡病院・東静岡神経センター）

医療費の助成

・自立支援医療（精神通院）
・精神障害者入院医療費助成
・重度心身障害者医療費助成
※精神手帳1級が対象
【富士市役所障害福祉課】0545-55-2759

手帳の取得

・精神障害者保健福祉手帳
初診から半年経過してから申請
【富士市役所障害福祉課】0545-55-2759

公的年金の手続き

・障害基礎年金・障害厚生年金
初診から1年6か月経過してから申請
【富士市国保年金課】0545-55-2755
【日本年金機構富士年金事務所】0545-61-1900
【各共済組合】各事務所にご確認ください

日常生活の支援

・障害福祉サービス
【富士市役所障害福祉課】0545-55-2761
・介護保険サービス
【富士市役所介護保険課】0545-55-2765

精神障害者保健福祉手帳の取得

1. 主治医に相談：手帳取得を検討していることを相談
2. 富士市役所障害福祉課で書類をもらう・精神障害者保健福祉手帳申請用の診断書の用紙
3. 主治医に診断書（初診日から6か月経過した時点のもの）を依頼
4. 市役所障害福祉課に提出する
 - ・障害者手帳申請書
 - ・診断書（障害年金を受け取っている場合は、年金証書の写し）
 - ・顔写真（縦4cm×横3cm）※任意
5. 申請後、結果が分かるまでには約3ヶ月ほどかかります非該当になる場合もあります

<申請窓口>富士市役所障害福祉課 0545-55-2759

障害年金の手続き

- ・障害年金は病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受給できる年金です。
- ・障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やケガで初めて医師の診療を受けた日（初診日）に国民年金に加入していた場合には、「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。
- ・該当する疾患で医療機関に初めてかかった日（初診日）から1年6か月を経過した日から請求できます。
- ・65歳までは働いていても障害年金を受け取ることができ、65歳からは障害年金が老齢年金かを選択しなければなりません。どちらの年金を受け取るかは、年金額や生活状況から判断するようにします。
- ・申請は初診日に加入している年金窓口で申請します。

介護サービスを利用したい

介護サービスを利用したい

富士市役所介護保険課 0545-55-2765
介護保険申請の窓口

お住まいの地域包括支援センター
介護保険申請、サービス等の相談窓口

障害サービスを利用したい

障害のサービスを利用したい

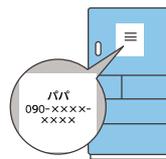
富士市役所障害福祉課
0545-55-2761

日常生活で工夫できること

メガネや携帯電話、鍵などの普段よく使うものは**決まった場所**に置くようにしましょう



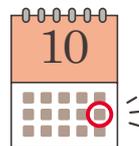
家族の電話番号なども、**見やすい場所にメモを貼り**、まとめておくと便利です



服や小物が入っている引き出しには、入っているものの**ラベルを貼って**、見つけやすいようにしましょう。



予定は分かりやすく**カレンダーなどにメモし**、家の中の見やすいところに貼って自分も家族もわかるようにしておくといいいでしょう。



薬は飲み忘れのないように、**薬の飲む時間にアラームをセットしたり**、1回に飲む薬が多い場合には「**一包化**」という方法もあります。



外出時に**必要なもののリスト**を貼っておくと、忘れ物防止になります。



ヘルプマークをつける。

ヘルプマークは外見からわからなくても援助や配慮が必要としている方が周囲の配慮を必要としていることを知らせるマークです。住所や緊急連絡先、配慮や手助けしてほしいことを記入して、バッグ等につけておくといいいでしょう。

配布場所：富士市役所障害福祉課
富士保健所医療健康課（富士総合庁舎）

スマホを上手に使う。

アラーム機能には、予定の表示、スヌーズ（いったん通知を消しても、一定時間経過すると再度通知される機能）があり、予定を思い出すことができます。地図アプリもお出かけの際に便利！



先輩家族の

うちではこうやって工夫してます！

うちでは、私（家族）がでかける前に、本人にやっといてほしいことチェックリストにして、やったらチェックをしてもらうようにしています。 《若年性アルツハイマー型認知症のご家族より》

周りの方ができる配慮や対応

先輩家族からのメッセージ

認知症の人への基本姿勢

“3つの「ない」”



驚かせない

急がせない

自尊心を傷つけない

7つのポイント

1. まずは見守る
2. 余裕を持って対応する
3. 声をかけるときは1人で
4. 背後から声をかけない
5. 優しい口調で
6. おだやかにはっきりとした口調で
7. 会話は本人のペースに合わせて

夫が59歳のときに若年性アルツハイマー型認知症と診断されました。診断された当初は、この先どうなるのかという不安と悲しみに打ちひしがれましたが、とりあえず市役所や年金事務所に駆け込み、必要な手続きを行いました。その当時は、目の前のことに必死になってしまい、今思うと本人を置き去りにしてしまっていたなと思います。

このパンフレットを手にとったご本人さん、ご家族さん。一つずつで、一歩ずつで大丈夫です。落ち着いてやってください。そして、主治医と信頼関係を築いている相談してみてください。すぎなの会（認知症の人と家族の会）やろばちゃん（若年性認知症の人と家族の会のつどい）などに参加して、勇気をもって自分のことを打ち明けてみてください。色んな人が助けてくれると思いますよ。

富士市の 地域包括支援センター

名称	圏域（地区）	所在地	電話番号
富士市東部地域包括支援センター	吉原東部圏域 (須津、浮島、元吉原)	富士市増川新町12-1	39-1300
富士市吉原中部地域包括支援センター	吉原中部圏域 (神戸、富士見台、原田、吉永、吉永北)	富士市比奈1481-2	39-2700
富士市北部地域包括支援センター	吉原北部圏域 (大淵、青葉台、広見)	富士市一色218-10	23-0303
富士市鷹岡地域包括支援センター	鷹岡圏域 (鷹岡、天間、丘)	富士市久沢475-1	30-7062
富士市吉原西部地域包括支援センター	吉原西部圏域 (今泉、吉原、伝法)	富士市国久保1-11-36	30-8324
富士市富士北部地域包括支援センター	富士北部圏域 (岩松、岩松北、富士駅北、富士北)	富士市本市場新田24-5	66-0115
富士市富士南部地域包括支援センター	富士南部圏域 (富士駅南、富士南、田子浦)	富士市横割本町2-17	65-8839
富士市富士川地域包括支援センター	富士川圏域 (富士川、松野)	富士市岩淵137-1	81-4820
富士市高齢者地域包括支援センター (富士市高齢者支援課地域支援担当)	富士市全域	富士市役所4階	55-2951

日常生活圏域

